

東京大学大学院教育学研究科

学位申請者（課程博士）のための手引き 別冊資料

9. 博士論文の公表方法について（別冊）

1) 博士論文の公表方法の変更について（ご案内）	1
2) 東京大学学術機関リポジトリ(UTokyo Repository)」の紹介	2
3) UTokyo Repositoryへ登録するPDFの作成について	4
4) 博士論文のインターネット公表に関する確認票	5
5) 博士論文公表方法に関する特例申請書	6
6) 博士論文の全文を公表できない場合のガイドライン	7
7) 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料の例	8
8) 同意承諾書（記載例）	9
9) 博士論文（PDF）表紙の見本	10
10) 許諾書	11
11) 東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件	12
12) 製本論文の利用に関する許諾書	13
製本論文の利用に関する許諾書（記載例）	14
13) 科学研究行動規範（東京大学科学研究行動規範委員会 2013年12月）	15
14) 剽窃防止のためのソフトウェア利用確認書	17

平成25年12月

学位申請者の方へ

博士論文の公表方法の変更について

学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が平成25年4月1日から施行され、学位取得者の博士論文の全文の公表は、学位を取得した大学の協力を得て、インターネットの利用により公表することに改正されました。

東京大学では、法令改正に伴うインターネット公表については、大学の研究成果を電子的な形態により学内外に公開することを目的とした「東京大学学術機関リポジトリ」に登録することにより実施いたします。

（※東京大学学術機関リポジトリの概要については、別紙参照。）

この機関リポジトリに登録するためには、主に次の2点を用意する必要があります。

- ・ 博士論文の全文（最終版）に関する電子データ（PDFファイル）
- ・ 機関リポジトリに登録するための許諾書

（※PDFファイルの作成及び東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件については、別紙参照。）

許諾書の提出にあたっては、利用許諾要件を了解していることが前提になるなど、一定の条件がありますので、関係書類については、あらかじめご確認ください。

※ なお、上記のほか、本学が認める「やむを得ない事由」により機関リポジトリに博士論文の全文を公表できない（要約を公表する）場合の電子データ（PDFファイル）の提出方法。あるいは、従来から実施している国立国会図書館等への論文の納付に関する対応などについては、課程博士、論文博士の別及びインターネット公表の方法の別などにより、学位取得者が提出しなければならない書類等が異なることとなりますので、関係書類を十分にご確認のうえ、必要な書類等を提出くださるようお願いします。

「東京大学学術機関リポジトリ (UTokyo Repository)」の紹介

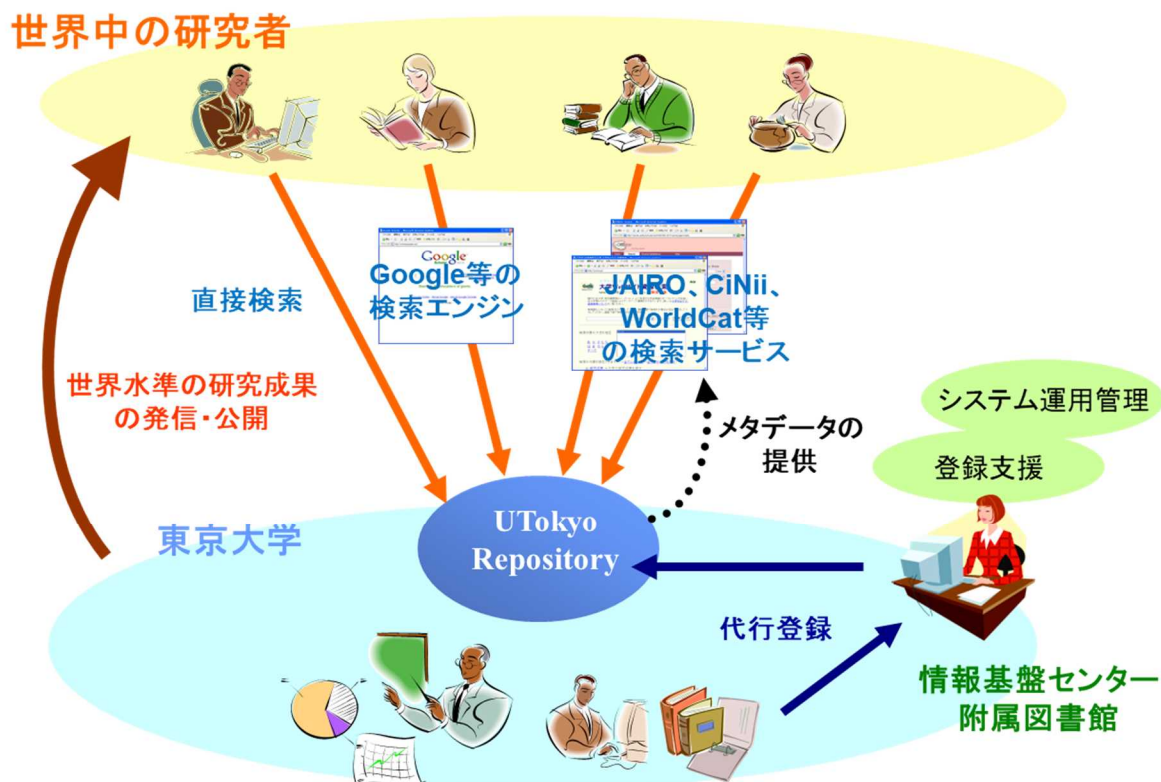
情報基盤センターでは、附属図書館と連携し、東京大学で生産されたさまざまな研究成果を電子的な形態で集中的に蓄積・保存し、学内外に公開することを目的とした東京大学学術機関リポジトリ (UTokyo Repository) を平成 18 年 4 月から公開しています。

1 東京大学学術機関リポジトリ (UTokyo Repository) とは

UTokyo Repository とは、東京大学で生産されたさまざまな研究成果（学術雑誌掲載論文、学位論文、紀要、研究報告など）を電子的な形態で集中的に蓄積・保存し、学内外に公開することを目的としたインターネット上の発信拠点です。UTokyo Repository へ登録された研究成果は、東京大学により長期保存が保証され、世界中の研究者から無料で利用が可能となりますので、視認性(visibility)が向上し、被引用数の増加が見込まれます。また、UTokyo Repository の構築により、本学の研究と教育に関する社会への説明責任の履行や大学資源の社会への還元を行うことができます。

本学では、平成 17 年度から本格的に機関リポジトリの構築を開始しましたが、現在、国内外の大学・研究機関においても多くの機関リポジトリが構築・公開されています。

UTokyo Repositoryへのアクセス・イメージ



2 UTokyo Repository の利用方法

UTokyo Repository の URL は、<https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/> です。トップページには、UTokyo Repository の概要やお知らせ、UTokyo Repository に格納されているカテゴリ分けされたコンテンツへのアクセスボタン等があります。

UTokyo Repository トップページ



(<https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>)

検索機能

上部メニューの「UTokyo Repository」又は右上の「リポジトリ検索」をクリックすると閲覧・検索のページへ移動します。このページの簡易検索では、フルテキストを含む全ての項目に対する検索を行います(全てのコンテンツがフルテキスト検索可能ではありません)。「詳細検索」をクリックすると、キーワード(フルテキスト)、著者、タイトルなどの項目を限定して検索することが可能です。



(閲覧・検索ページと詳細検索)
UTokyo Repositoryへ登録するPDFの作成について

本文書は、東京大学学術機関リポジトリ(UTokyo Repository)へ登録するPDFについての注意事項と作成時の推奨値です。下記の推奨値外でもUTokyo Repositoryへの登録は可能ですが、注意事項を良くお読みの上、PDFファイルを作成してください。

<注意事項>

1. PDF作成ソフトと変換後の確認について

PDFに変換する際、レイアウトが崩れてしまったり、図表が表示されない等の不具合が発生することがあります。特に、Adobe社以外のPDFの作成ソフトを使用する場合にはご注意ください。PDF変換後には必ず次の点を確認ください。

- (1) レイアウトが崩れていないかどうか
- (2) 埋め込まれた図表や写真が表示されているかどうか
- (3) 文字の欠落が無いかどうか

2. PDFのバージョンについて

PDFの最新バージョンが発表されて間もない場合、PDFを閲覧する利用者は必ずしも最新のビューワーで閲覧するとは限りません。最新バージョンのAdobe Acrobat等で作成した場合には低いバージョン互換で保存した方が無難です。

3. フォントの埋め込み

特別なフォントを利用している場合にフォントを埋め込まずにPDFを作成すると文字が欠落する原因となります。PDF作成時にはすべてのフォントを埋め込む設定としてください。

4. セキュリティの設定

PDFのセキュリティ設定は行わないでください。提出後にまとめて設定を行い、リポジトリでの公開時に「文章の変更を許可しない、テキスト、画像、およびその他の内容のコピーを許可しない、印刷は許可する。」とします。ただし、2013年度以降授与分の博士論文の場合は、公開時にセキュリティの設定は行いません(変更・コピー・印刷のすべてが許可されます)。

5. ファイルの容量

写真や図表を多用した論文ではファイルの容量が非常に大きくなる場合があります。その際は、PDFの作成設定の「ファイルサイズを縮小」する処理を行ってください。それでもファイル容量が50MB以上になる場合は、1ファイルを50MB以下にして複数ファイルとして作成してください。

<推奨値>

作成ソフト	Adobe Acrobat
PDFのバージョン	Acrobat 5.0 (PDF 1.4)互換 またはPDF/A-1
フォントの埋め込み	すべてのフォントを埋め込む
セキュリティの設定	登録時にはセキュリティの設定を行わないでください。公開時に「印刷のみ可、それ以外は全て許可しない」となります。(博士論文の場合は設定は何もせずに公開します。)
ファイルの容量	1ファイル当たり50MB以下 (複数ファイル可)*)

*) アップロードウェブページ利用の場合は20MB以下

博士論文のインターネット公表に関する確認票

2013 年 3 月に行われた学位規則の改正により、博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に博士論文の全文を、インターネットを利用して公表することが義務づけられました（東京大学では、東京大学学術機関リポジトリに公表する形になります）。

しかしながら、インターネット公表できない内容が博士論文に含まれている場合や、博士論文の著作者本人に不利益が生じる可能性のある場合などの「やむを得ない事由」が存在する場合には、「博士論文の内容を要約したもの」の公表を以て全文の公表に代えることが認められています。

以下の1から10は、東京大学が認める「やむを得ない事由」です。あなたの博士論文に該当する項目があるか否かをチェックし、該当する項目がある場合は、その内容を具体的に説明する資料等を付した「博士論文公表方法に関する特例申請書」を、あなたの所属する研究科の長に提出してください。

全ての項目について、該当する・該当しない欄の□のどちらかに ☒ を付けてください。

博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」	該当する	該当しない
1. 博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む。	☐	☐
2. 博士論文に使用している他者の著作物（図表等）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない。	☐	☐
3. 博士論文の全部または一部が共同著作物（共著）であり、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない。	☐	☐
4. 被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある。	☐	☐
5. 博士論文の全部または一部がすでに学術雑誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	☐	☐
6. 博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	☐	☐
7. 博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	☐	☐
8. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。 ※8の理由によって全文公表の義務が免じられるのは、研究科の定める一定期間（学位授与日から最長5年）の範囲内に限られます。期間を過ぎれば、他の理由がない限り、自動的に全文が公表されることになります。	☐	☐
9. 特許申請のため、公表できない期間がある。	☐	☐
10. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	☐	☐

以上、確認しました。

提出者署名：_____

博士論文公表方法に関する特例申請書

東京大学大学院教育学研究科長 殿

私は、博士論文のインターネット公表に関する確認票に記した理由により、私の博士論文の全文を公表することができません。

つきましては、

1. 一部除外の上での公表

2. 要約の公表

3. 書誌情報の公表

(該当する番号に○、複数選択可)

をもって全文公表に代えることをお認め頂くよう、具体的に説明する資料を添えて申請いたします。

なお、「やむを得ない事由」が解消された場合には、速やかに全文を公表いたします。

本申請書提出の年月日 年 月 日

所属研究科等： 大学院教育学研究科

氏名 (自署): _____

博士授与年月日 年 月 日

博士論文の全文を公表できない場合のガイドライン

「博士論文のインターネット公表に関する確認票」に記した理由により、博士論文の全文を公表できない場合、「博士論文の内容を一部除外したもの」等を公表することになります。

以下のガイドラインに従って、差し支えない範囲において可能な限り多くの学術成果をインターネット公表するようにしてください。

- ① 著作権にかかわる図版があるために全文公表ができない場合は、その図版のみ非公開とし、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ② 著作権の使用の不承認があるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ③ 個人情報保護の観点から問題があるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ④ 主論文に含まれる学術論文について、インターネットでの公開に対する学術雑誌または出版済みの書籍の出版社から使用承認が得られないために全文公表ができない場合は、その旨記述し、当該部分の掲載雑誌名、巻号、ページ数等を明記することによって読者の便宜を図るとともに、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ⑤ 特許申請がかかわるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ⑥ 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行されるために全文公表ができない場合
 - (1) すでに出版されている場合は、その旨記述し、刊行された著作の書誌事項を記載することによって、読者の便宜を図る。
 - (2) すでに出版契約がされている場合も、上記(1)と同様。
 - (3) 博士論文の一部をこれから刊行する場合は、当該部分にその旨記述して削除のうえ、それ以外は可能な限り公開する
 - (4) いまだ出版契約に至らないものの、近い将来において刊行される期待があるものについては、論文の内容の要約を公表する際に、「□年以内に出版予定」（□は研究科ごとに定めている猶予期間の上限。最長は学位授与日から5年）と記すこととし、刊行に支障が生じない範囲において公表する。

「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料の例

別紙「博士論文公表方法に関する特例申請書」にある、博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料を例示いたします。

博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」	具体的に説明する資料(例)
1. 博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む。	具体的な箇所を別紙に記述する。
2. 博士論文に使用している他者の著作物（図表等）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない。	具体的な箇所を別紙に記述する。
3. 博士論文の全部または一部が共同著作物（共著）であり、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない。	同意承諾書の写し
4. 被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある。	具体的な箇所を別紙に記述する。
5. 博士論文の全部または一部がすでに学術雑誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
6. 博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
7. 博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
8. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。 ※8の理由によって全文公表の義務が免じられるのは、研究科の定める一定期間(学位授与日から最長5年)の範囲内に限られます。期間を過ぎれば、他の理由がない限り、自動的に全文が公表されることになります。	具体的な箇所を別紙に記述する。 (単行本名、雑誌名も)
9. 特許申請のため、公表できない期間がある。	具体的な箇所を別紙に記述する。
10. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	具体的な内容を別紙に記述する。

◎ 同意承諾書

記載例

- (1) 年月日は、承諾年月日としてください。
- (2) 署名は必ず自署し、捺印もれのないようにしてください。
- (3) 共著者が外国人の場合には、サインを捺印の代わりとしますが、その際氏名の部分はタイプ打ちしてください。
- (4) 用紙の大きさは、A-4判とします。
- (5) 同意承諾書は、論文目録「2. 印刷公表の方法及び時期」に記載の共著者（共同研究者）1名につき1枚ずつ作成し、提出してください。
- (6) 参考論文の共著者（共同研究者）については、同意承諾書を必要としません。

同 意 承 諾 書

本郷太郎氏提出の博士論文中、私と共著（共同研究）の下記部分については、本郷太郎氏の博士論文とすることを承諾いたします。

また、（どちらかにチェックを入れてください）

- ☐ 本文全体を「東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件」にしたがって、東京大学学術機関リポジトリ※で公表することを承諾いたします。
- ☐ 本文全体を公表することには承諾せず、代わりに学位申請者作成の博士論文の内容を一部除外（または要約）したものを東京大学学術機関リポジトリ※で公表することを承諾いたします。

記

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 昭和〇〇年〇〇月
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 | 〇〇〇〇〇〇雑誌 〇〇巻 〇〇～〇〇頁
(著者名を論文の通りにすべて列挙) |
| (2) 平成〇〇年〇〇月
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 | 〇〇〇〇〇学内誌 〇〇号 〇〇～〇〇頁
(著者名を論文の通りにすべて列挙) |
| (3) 平成〇〇年〇〇月
「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」 | 〇〇〇〇〇学会誌 〇〇月号〇〇～〇〇頁
に公表予定
(著者名を論文の通りにすべて列挙) |

平成〇〇年〇〇月〇〇日

共著者（共同研究者）

氏 名 印
(自 署)

※ 東京大学学術機関リポジトリとは、東京大学で生産された、さまざまな研究成果を電子的な形態で集中的に蓄積・保存し、学内外に公開することを目的としたインターネット上の発信拠点（サーバ）です。<http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/>

博士論文 (PDF) 表紙の見本

(※博士論文の電子データ（PDFファイル）の1ページ目は、以下の例のように、論文題目と氏名を記載したページとしてください。2ページ目以降から本文を記載してください。)

博士論文



(※博士論文の要約版の場合は、博士論文（要約）としてください。)

論文題目

(□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □)



(※論文題目が外国語の場合には、和訳を括弧書きで付けてください。)

氏 名 ○○ ○○



(※学位記に記載される氏名と同じにしてください。)

(※漢字圏以外の外国人は、カタカナ表記となります。なお、アルファベット氏名も併記可です。)

許諾書

平成 年 月 日

東京大学附属図書館長 殿

(ふりがな)

氏名：_____ (自署)

アルファベット氏名：_____ (自署)

所属(専攻/コースまで記入)：_____

学籍番号(課程博士のみ)：_____

連絡先(修了後も連絡をとれるもの)

Tel: _____ E-mail: _____

種別	☐ 課程博士 ☐ 論文博士
論文題目 ※論文目録の記載と同じにしてください。 ※論文題目が外国語の場合には、和訳を括弧書きで付けてください。	
インターネット公表の可否 []のいずれかに○をつけてください。	(全文公表) [] 上記博士論文は東京大学が認める「やむを得ない事由」※ に該当しないことを確認しました。「東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件」にしたがって、上記博士論文(全文)の公表を許諾します。 ■ 博士論文の全部または一部が、既に単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行されているが、リポジトリでの公表可能日が「学位授与日から1年以内の日付」である場合は、(全文公表)の[]に○をつけ、公表可能日を記入してください。 公表可能日：_____年____月____日
	(特例による公表) [] 上記博士論文は東京大学が認める「やむを得ない事由」※ に該当するため、「東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件」にしたがって、[一部除外・要約・書誌情報]の公表を許諾します。
	(特例による公表・単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定) [] 上記博士論文は東京大学が認める「やむを得ない事由」※ にある、「博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定」に該当するため、「東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件」にしたがって、[一部除外・要約・書誌情報]の公表を許諾します。 また、以下の公表可能日を経過した場合には、他の理由がない限り、<u>自動的に</u>上記博士論文(全文)が公表されることを許諾します。 公表可能日：_____年____月____日 (学位授与日から最長5年)
指導教員の確認 (論文博士の場合は紹介教員、又は主査)	教員氏名：_____ (自署)

※ 別紙「博士論文のインターネット公表に関する確認票」を参照。

以下、職員記入欄

学位記番号：博 第 _____ 号	学位授与年月日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
報告番号：甲 / 乙 第 _____ 号	公開年月日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学位記番号、学位授与年月日は研究科において記入する。

報告番号は本部学務課において記入する。

公開年月日は、附属図書館において記入する。 - 11 -

東京大学学術機関リポジトリへの提供論文利用許諾要件

(目的)

1. 出版社あるいは共著者との権利関係において支障のない自身著作の論文（学位論文、学術雑誌に発表済みの論文等）原稿データを東京大学学術機関リポジトリに登録し、電子的な手段によって東京大学内外に公開することにより、教育・学習活動を支援し、学術研究の振興に貢献することを目的とする。

(全文ダウンロード・出力)

2. 東京大学学術機関リポジトリに保管した論文を、利用者が全文ダウンロードあるいは出力することを認める。

(電子的公開)

3. 附属図書館は、電子化された論文（以下、「電子データ」という。）をサーバ上に複製し、その複製物をネットワークを通じて公開する。
4. 電子データは、情報ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。
5. 電子データは、書誌的情報等により検索可能とする。
6. 東京大学学術機関リポジトリを主たる公開元としている電子データ（学内刊行物、博士論文等）について、Digital Object Identifier(DOI)を付与する。ただし、学内刊行物に関してはその刊行元より許諾書にて「やむを得ない理由」（主な刊行元が東京大学学術機関リポジトリ以外等）が事前に示された場合は、対象外とする。

(電子データの利用条件)

7. 附属図書館は電子データの利用に際し、次の事項を遵守する。
 - a) 著作物及びその標題の表現を改変しないこと。ただし、5. で規定した技術的環境において適切に表現できない部分は、省略又は他の代替物に置換する場合がある。
 - b) 著作者名及び著作権の表示を行うこと。
 - c) 公開にあたり利用者に対して、著作権法を遵守した利用を行なうよう注意する旨明記する。
8. 電子データの送信範囲は、東京大学学内及び学外とする。
9. 電子データの公開対象は、論文全文とする。（博士論文の場合は要約の場合もあります）
10. 電子データの利用についての対価は無償とする。
11. 附属図書館は、利用者が電子データを利用した結果について、その責任を負わない。

(著作物の利用許諾等)

12. 表面記載の利用許諾者（以下、「許諾者」という。）は、附属図書館に対して、表面記載の許諾内容に基づき著作物の利用を認める。
13. 許諾者以外に著作権者が存在する場合（例えば、著作権者が複数の場合、又は当該論文に許諾者以外の者が開発したコンピュータ・プログラムが含まれる場合等）は、許諾者はあらかじめ他の著作権者からの利用許諾を得ておく。
14. 当該論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。（例えば、当該論文がすでに他の出版者から公表されている場合等。）

(利用許諾要件の変更)

15. 公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を申請することができる。

(公開の解除)

16. 公開の解除を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、公開の解除を申請することができる。
17. 公開に不適切な事実が認められた場合は、附属図書館は解除の理由を付して、許諾者に公開の解除を通知することができる。

(その他)

18. この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び附属図書館が別途協議することとする。

製本論文の利用に関する許諾書

平成 年 月 日

東京大学教育学研究科長 殿

(ふりがな)

氏名： _____ (自署)

アルファベット(ブロック体)氏名： (自署)

所属(専攻/コースまで記入) :

学籍番号（課程博士のみ）：

連絡先(修了後も連絡をとれるもの)

Tel: _____ E-mail: _____

[illegible]

以下、職員記入欄

学 位 記 番 号 : 博 第 号	学位授与年月日 : 平成 年 月 日
図書館受領年月日 : 平成 年 月 日	公 開 年 月 日 : 平成 年 月 日

※ 学位記番号、学位授与年月日は研究科において記入する。

※ 公開年月日は製本論文を配置する図書館・室において記入する。

※ 要約公表するときには必ず提出する。

製本論文の利用に関する許諾書

平成××年××月××日

□□□研究科長 殿

(ふりがな)

ほんごう たんせい

氏名： 本郷 淡青 (自署)

アルファベット(ブロック体)氏名： Hongo, Tansei (自署)

所属(専攻/コースまで記入) : 大学院〇〇〇研究科 〇〇〇専攻

学籍番号（課程博士のみ）： ×××××××

連絡先(修了後も連絡をとれるもの)

Tel: XX-XXXX-XXXX E-mail: xxxxx@xxxx.xxxx.jp

種別	☒ 課程博士 ☐ 論文博士		
論文題目 ※論文目録の記載と同じにしてください。 ※論文題目が外国語の場合には、和訳を括弧書きで付けてください。	○○○		
図書館における複製（複写）の可否 ※必ずどちらかに ☒ をいれてください。	上記博士論文について、 ☒ 全ページ複写を許諾します。 ☐ 著作権法の範囲内での複写を許諾します。 ※論文の半分まで複写可となります。		
利用制限の内容 ※特許申請など特別な理由があって閲覧や複写の制限が必要な場合のみ記入してください。	上記博士論文について、 ☒ 特許申請（予定）のため閲覧を制限します。 閲覧が可能となった場合には、その旨を報告します。 ☐ 以下のとおり、複写を制限します。 理由： ☐ 個人情報保護のため ☐ その他 ┌ 上記理由に該当する箇所は次のとおり： └ 制限期間： 年 月 日まで ※制限期間が終了すると、閲覧は可、複製は「複製(複写)の可否」欄に記入された扱いとなります。		
指導教員の確認 (論文博士の場合は紹介教員、又は主査)	閲覧を制限した場合は複写も制限します。 <u>個人情報保護など特別に認められた場合のみ複写制限が適用されます。</u>☒をいれて理由、該当箇所、制限期間をご記入ください。 指導教員から署名をいただってください。 教員氏名： _____ (自署)		

以下、職員記入欄

学 位 記 番 号 : 博 第 号	学位授与年月日 : 平成 年 月 日
図書館受領年月日 : 平成 年 月 日	公 開 年 月 日 : 平成 年 月 日

※ 学位記番号、学位授与年月日は研究科において記入する

※ 公開年月日は製本論文を配置する図書館・室において記入する。

※ 要約公表するときには必ず提出する。



1. Scientific research is indispensable for the well-being of humankind and the development of society. As such, research findings shall be widely circulated and rigorously examined and evaluated by fellow researchers. Only findings which withstand scientific skepticism deserve to be accumulated and utilized as a common asset of humanity. Therefore, those engaged in research have the responsibility to contribute to society, a responsibility of which they are proud. It is rightly assumed that those engaged in research at the University, as a members of the scientific community, will ensure the transparency and accountability of their research activities with high ethical standards.

2. Misconduct in scientific research violates the fundamental norm of conduct expected of all researchers. Moreover, it seriously undermines public trust in the university as a place of research, and may consequently hinder the advancement of science. Research misconduct threatens the very foundations of science; it not only denies the principles of scientific research but also betrays all humanity.

Therefore, researchers must not engage misconduct such as fabrication or falsification of research results, or plagiarism. Furthermore, researchers should make their findings and evidence openly available to allow the scientific community and members of society at large to examine and evaluate its scientific soundness. Those engaged in research, whether as principal investigators, as research collaborators, or simply conducting experiments and observations, should take positive and concrete measures to fulfill their accountability for their research activities.

3. Responsible conduct of scientific research is particularly important in view of the appropriate use of research funds given to the University. Researchers must hold themselves accountable to the great number of people who directly or indirectly support the University's research activities. Therefore, they must ensure the objectivity and demonstrability of their research findings. This is a fundamental prerequisite for any research activity, without which academic freedom is not sustainable. Only by meeting these responsibilities can researchers qualify to conduct research at the University of Tokyo.



こういうことは……研究上の不正行為です。

The following are examples of research misconduct.

思ったとおりの結果が得られなかったため、架空の実験画像を作成し、公表した。

Publishing a fabricated and/or manipulated image of experimental results when the expected results are not obtained.

推論に合わない実験データを恣意的に削除してグラフを作成し、公表した。

Publishing a graph omitting data inconsistent with your hypothesis.

論文として発表した研究に関する実験ノート等の研究の記録を残さなかった。

Failing to keep records of a study, such as laboratory notebooks.

研究室の同僚がミーティングで発表していたアイデアを、自らのアイデアとして公表した。

Presenting an idea originally set out by a colleague at a meeting as your own.

論文を作成する際、序論や先行研究の説明は重要ではないと考え、他者の論文からそのまま流用した。

Plagiarizing introductions and summaries of previous studies from other papers, considering these sections as unimportant parts of the paper.

インターネットで見つけた他人の文章を切り貼りして自分のレポートとして提出した。

Copying and pasting material found on the Internet without citation.

科学行動規範

Code of Conduct for Research

科学の健全な発展を目指して

To Promote Responsible Conduct of Research for the Sound Development of Science

2013年 12月

December, 2013

東京大学 科学研究行動規範委員会

Committee for the Code of Conduct for Research, the University of Tokyo

<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/codeofconduct/>

kenkyu-kihan@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

東京大学の科学研究における行動規範 Code of Conduct for Research at the University of Tokyo

1 科学研究は、人類の幸福と社会の発展のために欠くべからざる活動である。科学研究の成果は公開されることにより研究者相互の厳密な評価と批判にさらされ、それに耐え抜いた知識が人類共有の財産として蓄積され活用される。科学研究に携わる者は、この仕組みのもとで人類社会に貢献する責務を負っており、またそれを誇りとしている。この科学者コミュニティの一員として、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証すること、高い倫理観をもって努めることは当然である。

2 科学研究における不正行為は、こうした研究者の基本的な行動規準に真向から反するものである。のみならず、研究者の活動の場である大学に対する社会の信頼を著しく損ない、ひいては科学の発展を阻害する危険をもたらす。それは、科学研究の本質そのものを否定し、その基盤を脅かす、人類に対する重大な背信行為である。

それゆえ、科学研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用を行わないことはもとより、広く社会や科学者コミュニティによる評価と批判を可能とするために、その科学的根拠を透明にしなければならぬ。科学研究に携わる者は実験・観測等の実施者、共同研究者、研究グループの責任者など立場のいかんを問わず、説明責任を果たすための具体的な措置をとらなければならない。

3 科学研究に携わる者の責任は、負託された研究費の適正使用の観点からも重要である。大学における科学研究を有形無形に支える無数の人々に思いをいたし、十分な説明責任を果たすことにより研究成果の客観性や実証性を保証していくことは、研究活動の当然の前提であり、それなしには研究の自由はあり得ない。その責任を果たすことによってこそ、東京大学において科学研究に携わる者としての基本的な資格を備えることができる。

科学研究行動規範についてさらに知りたいときは、科学研究行動規範ウェブサイトをご覧ください。

For further details , please visit the University “Code of Conduct for Research” website.

<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/codeofconduct/>

研究活動の不正行為とは・・・

What is research misconduct?

研究活動の不正行為：

東京大学の科学研究における行動規範では、研究活動の不正行為を次のように定義しています。本学は、これらの不正行為について、調査・裁定を行う体制を整備しています。

捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん データ、研究結果等を真正でないものに加工すること

盗用 他人のアイデア、データ等を、了解もしくは適切な表示なく流用すること

また、生データや実験・観察ノート等の研究の記録や実験試料などを保管していないことは、上記の不正行為の証拠隠滅・立証妨害と見なされる可能性があります。

もし不正行為が行われた場合、不正行為を行った者や、不正行為のあった論文の責任著者等は、懲戒や、研究費の返還、競争的資金の申請制限などの対象となることがあります。

その他の不適切な行為：

さらに、科学者コミュニティの一員として高い倫理観を求める行動規範の趣旨からは、以下のような行為は不適切であり、決行ってではありません。

不適切な著者選択 例) 論文の内容にほとんど寄与していない者を著者に入れれたり、逆に重要な寄与をした者を著者に入れなかったりすること

虚偽記載 例) 実際には存在しない業績等を申請書、報告書等に記載すること

重複投稿 例) 規定に反し、複数の学術誌等に実質的に同一内容の論文等を投稿すること

Research Misconduct：

The University of Tokyo's Code of Conduct for Research defines the following three acts as research misconduct. The University has policies and procedures in place to investigate and judge allegations or evidence of misconduct.

Fabrication: Making up non-existing data or research results.

Falsification: Altering data or research results.

Plagiarism: Appropriating others' ideas, data, etc. without permission or proper citation.

Moreover, a lack of records, such as raw data and laboratory notebooks, pertaining to a body of research may be considered to constitute destruction of evidence or obstruction of an investigation.

When misconduct is determined to have occurred, penalties, including disciplinary action, return of grant funds or restriction of grant-application eligibility, may be imposed on the perpetrator and/or the corresponding author of the paper.

Questionable Research Practices：

In addition to refraining from research misconduct, the Code of Conduct obligates researchers to uphold high ethical standards as members of the scientific community. Therefore, the researcher must not engage in such questionable research practices as the following.

Improper authorship：

Listing as authors those who have contributed little to a paper, or failing to list those who have made a significant contribution.

Misrepresentation of academic achievements：

Falsely representing academic achievements on research proposals or reports.

Duplicate submission：

Submitting reports of substantially the same work for publication in more than one journal without following applicable regulations.

責任ある研究活動に向けて・・・

Toward responsible conduct of research...

信頼性・客観性の保証：

研究成果の信頼性は、科学の発展の基盤です。研究成果の発表にあたっては、研究方法やデータ処理は適切か、再現性は十分確認されているか、先入観や偏見に捉われていないか、慎重に検証しましょう。

そのためにも、他の研究者や学生と相互に忌憚なく議論し、チェックし合える環境を作りましょう。論文等に誤りがあった場合、他の研究者への影響が最小限になるよう、速やかに訂正を公表してください。

研究記録・試料の保管：

研究結果は、他の研究者による厳しい評価と批判を経て「真理」として認められます。他の研究者による追試や評価を可能にするために、他者が見てもわかるように実験ノート・研究ノート等を作成して研究の記録を残し、論文等の発表後も記録やデータ、試料等を保存しておくことが必要です。

引用のマナー：

新たな発見は、先行する研究成果のうえに成り立っています。他の研究者の業績に敬意を払い、関連の先行研究を誠実に確認・評価し、自らの研究と先行研究の位置づけを明確にしましょう。適切に引用することは、自らの研究のオリジナリティを明確にすることにもつながります。



Ensuring reliability and objectivity:

The reliability of research findings is the foundation of the development of science. The researcher should choose the approach, methods, and data processing procedures of a study with care, and must strive to avoid errors caused by prejudice or preconception. Reproducibility of a study must be confirmed before it is published.

To help achieve reliability and objectivity, researchers should openly share their work with colleagues, seeking advice and correction. Whenever a mistake is discovered, it should be called attention to in timely fashion in order to minimize its effect on other researchers' work.

Keeping records and materials:

Research findings are accepted as correct only after they are subjected to rigorous review and criticism by fellow researchers.

To facilitate peer review and verification of results, researchers must keep clear and complete records of a study. Laboratory notebooks, data, and other materials produced during the study should be preserved after publication as well.

Citation rules:

Novel findings are built on the findings of previous studies. Previous studies related to a research project should be carefully assessed and faithfully reviewed in order to clarify the context of the new research. Appropriate citation of related studies also helps to establish the originality of the new research.

東京大学の研究者として責任ある研究活動を！

As members of the University of Tokyo research community, let us conduct research responsibly!

剽窃防止のためのソフトウェア利用確認書

下記博士学位請求論文について、剽窃チェックソフトウェアを用いて剽窃の有無を確認し、剽窃が発見されなかったことを報告します。

記

学位請求者氏名：

博士学位請求論文の題目：

使用ソフトウェア名：

年 月 日

指導教員／紹介教員

所属コース _____

氏名（自署） _____